

## 千曲市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について

教育総務課

千曲市立中学校部活動指導員設置要綱を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、千曲市立中学校(以下「中学校」という。)における部活動の指導体制の充実を図ることにより、生徒の心身の発達に資するため、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に定める特別職の非常勤職員とする。

2 指導員は学校職員として、中学校の部活動顧問を担当することができる。

(委嘱)

第3条 指導員は、校長の推薦する次のいずれかに該当する者のうちから、適格性を有すると認めるものについて、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会等公認の指導者資格又は同等の指導者資格を有する者
- (2) 学校の部活動において指導した経験を有する者又は地域のスポーツ、文化活動において指導した経験を有する者
- (3) 教員資格を有する者

2 指導員の委嘱は、当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 指導員は、校長の指示により次に掲げる職務に従事する。

- (1) 実技の指導
- (2) 事故防止に関する知識及び技能の指導
- (3) 学校外で開催される大会、練習試合等の引率
- (4) 部活動に使用する用具及び設備の点検及び管理
- (5) 部活動の管理運営(会計管理等)
- (6) 保護者への連絡
- (7) 年間及び月間の指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の対応
- (10) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認めるもの

(服務)

第5条 指導員は、職務を誠実公正に遂行しなければならない。

2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか、教育委員会の指示に従わなければならない。

(解職)

第6条 教育委員会は、指導員が次のいずれかに該当するときは、解職することができる。

(1) 故意又は重大な過失により、市に損害を与えたとき。

(2) 心身の故障等により、職務遂行に支障があるとき。

(3) 勤務状態が不良のとき。

(4) 前条に規定する義務に違反したとき。

(損害賠償の義務)

第7条 指導員は、職務の遂行に当たり、故意又は重大な過失により市に損害を与えたときは、市に対してその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## 条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市立中学校部活動指導員設置要綱
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">新 規</span> <span>一部改正</span> <span>全部改正</span> </div>
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<p><u>提案理由</u>                  (働き方改革の一環事業)</p> <p>中学校の部活動指導の充実と教員の負担軽減を図り、働き方改革につなげるため、部活動の顧問を行う「部活動指導員」を設置する。</p> <p>この要綱により、教員に代わって実技の指導や学校外での活動（大会等）の引率を行うことができるようになる。</p> <p>賃金の2/3（国1/3、県1/3）は補助対象（ただし、単価は1,600円/時で、1名当たり210時間/年）</p> <p>県内19市の状況は、1市を除いて、少なくとも平成31年度からは導入する予定となっている。</p>	